

第2回 上市町地域公共交通活性化協議会

日時 令和元年7月17日（水） 10時00分～
場所 上市町文化研修センター2階 研修室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 協議及び報告事項

（報告）

- (1) 上市町地域公共交通活性化協議会 会議運営規程の制定について
- (2) 本年度実施予定の期間限定の町営バス料金減免事業について

（協議）

- (1) 上市町営バス路線等再編実証運行概要及び料金設定に関する協議
- (2) 自家用有償運送旅客変更登録及び更新申請に関する協議

4 その他

- ・ 町営バス（市町村運営有償運送）の旅客の範囲について
- ・ 上市町公共交通網形成計画策定に関して

5 今後の予定

6 閉 会

上市町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

令和元年7月1日時点

No	法規定	所属組織名 1	所属組織名 2	肩書	氏名
1	6条2項1号	上市町		副町長	小竹 敏弘
2	6条2項2号	富山地方鉄道株式会社	自動車部	運行管理課長	林 裕一
3	6条2項2号	富山地方鉄道株式会社	鉄軌道部	営業課長	吉川 護
4	6条2項2号	旭タクシー株式会社		代表取締役社長	駒井 周一郎
5	6条2項2号	有限会社GM交通		代表取締役社長	安達 真隆
6	6条2項2号	公益社団法人富山県バス協会		専務理事	小竹 典吉
7	6条2項2号	富山県交通運輸産業労働組合協議会		議長	石橋 剛
8	6条2項2号	富山県富山土木センター	立山土木事務所工務課	課長	大井 栄
9	6条2項2号	上市町建設課		課長	竹田 亮成
10	6条2項3号	富山県警察	上市警察署交通課	課長	出村 久志
11	6条2項3号	富山大学都市デザイン学部		准教授	猪井 博登
12	6条2項3号	上市町区長協議会		会長	酒井 重人
13	6条2項3号	上市町商工会		会長	坂井 穂悦
14	6条2項3号	上市町観光協会		会長	坂井 穂悦
15	6条2項3号	富山県立上市高等学校		校長	水井 修
16	6条2項3号	上市町立上市中学校		校長	佐竹 隆太
17	6条2項3号	上市町立上市中央小学校		校長	山下 徹
18	6条2項3号	上市町社会福祉協議会		会長	奥井 健一
19	6条2項3号	国土交通省北陸信越運輸局	交通政策部交通企画課	課長	佐々木 凜太郎
20	6条2項3号	国土交通省北陸信越運輸局	富山運輸支局	首席運輸企画専門官（企画調整担当）	長谷川 遼一
21	6条2項3号	国土交通省北陸信越運輸局	富山運輸支局	首席運輸企画専門官（輸送監査担当）	開田 慎
22	6条2項3号	富山県観光・交通振興局	総合政策室	地域交通担当課長	清水 圭
23	6条2項3号	上市町役場	総務課（安全運転管理者）	課長	中村 政一
24	6条2項3号	上市町福祉課		課長	高慶 孝
25	6条2項3号	上市町産業課		課長	酒井 紀明
26	6条2項3号	上市町教育委員会事務局		事務局長	廣田 泰三

第2回 上市町地域公共交通活性化協議会 座席表

上市町 副町長 小竹 敏弘 委員

議長（会長）

国土交通省北陸信越運輸局
交通政策部 交通企画課長

佐々木 凜太郎 委員

国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局
首席運輸企画専門官（企画調整担当）

長谷川 遼一 委員

国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局
首席運輸企画専門官

開田 慎 委員

富山県観光・交通振興局 総合交通政策室
次長兼地域交通担当課長

清水 圭 委員
（代理 藤田主幹）

上市警察署交通課 課長

出村 久志 委員

富山県土木部立山土木事務所工務課 課長

大井 栄 委員

上市町区長協議会 会長

酒井 重人 委員

上市町社会福祉協議会 会長

奥井 健一 委員

富山県立上市高等学校 校長

水井 修 委員
（代理 有賀教頭）

上市町立上市中学校 校長

佐竹 隆太 委員

上市町立上市中央小学校長

山下 徹 委員

上市町商工会 会長 ・ 上市町観光協会 会長

坂井 穂悦 委員

富山大学都市デザイン学部 准教授

猪井 博登 委員

富山地方鉄道株式会社自動車部 運行管理課長

林 裕一 委員

富山地方鉄道株式会社鉄軌道部 営業課長

吉川 護 委員

旭タクシー株式会社 代表取締役

駒井 周一郎 委員

有限会社GM交通 代表取締役

安達 真隆 委員

富山県交通運輸産業労働組合協議会議長

石橋 剛 委員

公益社団法人富山県バス協会 専務理事

小竹 典吉 委員

上市町福祉課 課長

高慶 孝 委員

上市町産業課 課長

酒井 紀明 委員

上市町建設課 課長

竹田 亮成 委員
（代理 村上係長）

上市町教育委員会事務局 事務局長

廣田 泰三 委員

事務局

上市町地域公共交通活性化協議会 会議運営規程

令和元年5月8日制定

(設置)

第1条 この規程は、上市町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、上市町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の議事及び会議運営に関し、必要な事項を定める。

(召集)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、開催日の1週間前までに、開催の日時、場所、議題、その他必要な事項を委員に通知しなければならない。但し、規約第8条に基づく書面決議並びに緊急を要する場合は、この限りでない。

2 会長は、委員に通知したのち、会議開催日前までに町ホームページ等により開催を告知するものとする。

(公開又は非公開の決定)

第3条 規約第7条第6項の規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

(会議録の作成等)

第4条 議長は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 会議の公開（非公開・一部公開）とその理由
- (3) 出席した委員名
- (4) 議題及び議事の要旨
- (5) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録の公開)

第5条 会議録及び会議資料は、公開する。但し、規約第7条第6項のただし書きの規定により、非公開とされた部分については、この限りでない。

2 会議録及び会議資料の公開方法は、町ホームページによる公表又は協議会事務局における閲覧によるものとする。

(傍聴)

第6条 傍聴を希望する者は、規約第7条第6項のただし書きの規定により、会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

(傍聴者の定員)

第7条 傍聴者の定員は、会場の規模を勘案して、円滑な審議ができる範囲とする。

2 傍聴を希望する者が、前項に規定する範囲を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。

(傍聴の申し出)

第8条 傍聴を希望する者は、会議の当日、傍聴申出書に住所及び氏名を記入のうえ申し出なければならない。

(会議場に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを携帯していると認められる者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者。
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を持っている者。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者。

(傍聴人の遵守事項)

第10条 傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) はちまき、腕章等により示威行為を行わないこと。
- (4) 会議が非公開とされた場合には、退出すること。
- (5) 許可なく、撮影、録音、携帯電話の使用をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し又は妨げになるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第11条 傍聴人は、会議に同席している町職員の指示に従わなくてはならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和元年5月8日から施行する。

(1) 本年度実施予定としている期間限定の町営バス料金減免事業

本件については、国交省通知において、「一度地域公共交通会議において合意した事項を内容の変更なく反復継続して行う場合（過去において既に同意されているものを繰り返し実施する夏休みの子ども運賃割引等）には、更なる協議は不要」とされたところですが、周知も兼ねて本年度実施予定としている期間限定の町営バス料金減免事業は以下のとおりとしています。（参考 次頁添付資料のとおり）

① 親子でお出かけ事業実施に伴う小学生無料措置

（事業概要） 富山市・黒部市・魚津市・滑川市・立山町・舟橋村及び上記区域内を営業する交通事業者とともに夏休み期間中「親子でお出かけ事業」を実施することに伴い、小学生の町営バス利用について、本事業で配布される無料切符により利用することを可能とし、その際には小学生より、料金を徴収しないこと。（現行 100 円）

（運動期間） 令和元年7月25日（水）から8月31日（土）

（参考（昨年度実施結果） 町営バス利用人数 0人）

② 県・市町村統一ノーマイカーデー運動実施に伴う減免措置

（事業概要） 県・市町村統一ノーマイカー運動の実施に伴い、以下の運動期間の間、ノーマイカー運動対象者の運賃を 100 円とすること。

（運動期間） 令和元9月20日（金）から10月14日（月）

（参考（昨年度実施結果） 町営バス利用人数 延べ 30 人）

③ 第 33 回劔岳雪のフェスティバル開催に伴う減免措置

（事業概要） 第 33 回劔岳雪のフェスティバル開催に伴い、当日の町営バス利用料金について現行 200 円を当日限り全線、全便無料とすること。

なお、本年 10/1 より日曜・祝日は運休とするが、当日限り特別運行することとする。

（実施期間） 令和2年2月11日（火・祝）

（参考（昨年度実施結果） 町営バス利用人数 108 名）

(H30/2/11 76名 H29/2/11 75名)

国自旅第161号
平成18年9月15日
一部改正 国自旅第219号
平成21年12月18日
一部改正 国自旅第633号
平成25年4月10日
一部改正 国自旅第370号
平成27年4月1日
一部改正 国自旅第332号
平成30年3月30日
一部改正 国自旅第212号
平成30年12月28日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について

今般の道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において、地域の需要に即した乗合運送サービスの運行形態等について協議を行う新たな協議会組織が多く地方公共団体で設置され、関係者の意見等が反映されるよう関係者に対し本法改正の趣旨の周知徹底を図ることとされていることから、別紙のとおり「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、各地方公共団体その他の関係者と連携を図りつつ、地域公共交通会議（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第9条の2）の場を活用して地域の需要に対応した乗合輸送サービスの提供が図られるよう遺漏なきを期されたい。

また、本通達では、上記の趣旨を踏まえ、地域公共交通会議の設置を促進する等の観点から別添1のとおり「地域公共交通会議設置要綱（モデル要綱）」、別添2のとおり「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」についても併せて呈示することとしたので、地域公共交通会議の運用の参考とされたい。

なお、一般乗合旅客自動車運送事業においては、各々の事業者が地域交通の利便性向上に積極的に貢献することを前提としつつ、路線定期運行を基本とし、全体として整合性のとれたネットワークが構築されることが重要であり、地域公共交通会議における協議に当たっても、このような考え方について地方公共団体を始めとする関係者の理解が得られるよう努められたい。

を得ない事由によりその路線において運行することができなくなったときを除く。)や、設定している運賃に変更のない停留所の変更、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新等の地域公共交通会議が軽微と認める変更)に伴う協議については、地域公共交通会議に(9)に定める幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任することや書面による協議を行うことができるものとする。

なお、地域公共交通会議が軽微と認める変更事項は、あらかじめ設置要綱に記載することが望ましい。

(8) 一度地域公共交通会議において合意した事項を内容の変更なく反復継続して行う場合(過去において既に同意されているものを繰り返し実施する夏休みの子ども運賃割引等)には、更なる協議は不要であるが、必要に応じて地域公共交通会議への報告を行うものとする。

(9) 地域公共交通会議は、必要と認める場合には、地域公共交通会議の下に幹事会をおくことができるものとする。幹事会は、申請内容の事前審査、地域公共交通会議の円滑な運営のための方法(関係者の合意に関する部分を除く。)の審査を行い、幹事会において審査した事項に関して地域公共交通会議に報告するものとする。

3. 協議を行うに当たっての具体的指針

地域公共交通会議においては、次の(1)~(5)に掲げる事項について、それぞれに定める事項に留意しつつ、具体的な協議を行うものとする。なお、協議が調った事項を変更しようとする場合も同様とする。

また、特にコミュニティバスの導入について協議を行うに当たっては、「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」(別添2)に定める事項にも留意するものとする。

(1) 地域の移動ニーズの把握

地域公共交通会議において、必要な交通手段の導入について建設的に協議を行うためには、地方公共団体が把握する地域交通課題等の具体的な情報をもとに、地域の移動ニーズを明らかにすることが必要である。

なお、潜在的な移動ニーズの把握にあたり、地方公共団体の交通政策部局と福祉部局との連携や情報共有等が重要である。

(2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

地域公共交通会議においては、地域住民の生活に必要な乗合旅客輸送の確保、利便性の向上を図るため、責任ある議論が行われることが求められる。その際、路線定期運行を中心に整合性のとれた地域交通ネットワークが構築されるよう留意する必要がある。なお、法に基づく手続き上合意を必要とする事項等については、(6)に規定する。

① 運行の態様

地域公共交通会議では、地域の実情に応じた適切な運行の態様について十分な協議を行うことが重要である。路線不定期運行又は区域運行については、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているものであることについ

上市町営バス路線等 再編実証運行

運行概要





1 再編のコンセプト

- ・スクールバスの維持（学生（生徒・児童）の足の確保）
- ・コミュニティバスの再編（交通弱者の生活の足の確保）

2 再編の方針

スクールバスの維持の観点から、既存路線を軸としつつ、これまでよりも利便性が向上する仕組みとして、以下の方針により実証運行を予定。

【新たな運行方法の導入】

- ・既存路線において、利用が少なく、運行時間が長大な路線を予約乗り合い運行（デマンド方式）の導入
- ・過去に運行していた路線のうち、広い範囲に人口が密集しているエリアに予約乗り合い運行（デマンド方式）の導入

【既存路線の再編】

- a 運行時間及び運行便数の変更・増加
（デマンド方式の導入に伴ったもの）
- b 重複路線の解消
- c 電車との接続性の向上
- d 利用の少ない便や運行日の見直し

＜再編に伴った新たな取り組み＞

- ・郊外部の路線沿線上での自由乗降の実施
（道路上での安全性の確保が前提）

3 実証運行開始時期

令和元年10月1日（火）から（1年間）

4 実証運行概要（案）

1 予約乗り合い方式（デマンド運行）の導入 実証運行（別紙 参照）

- ・ 白萩線でのデマンド運行
- ・ （仮称）陽南線でのデマンド運行

2 既存路線の再編実証運行 （別紙 路線図（案） 参照）

- a 運行時間及び運行便数の変更・増加
（登下校時間への対応 等）
- b 路線変更（重複解消）
- c 地鉄（鉄道）ダイヤとの接続見直し
- d 運休日の設定

＜再編に伴った新たな取り組み＞
郊外部における自由乗降の実施

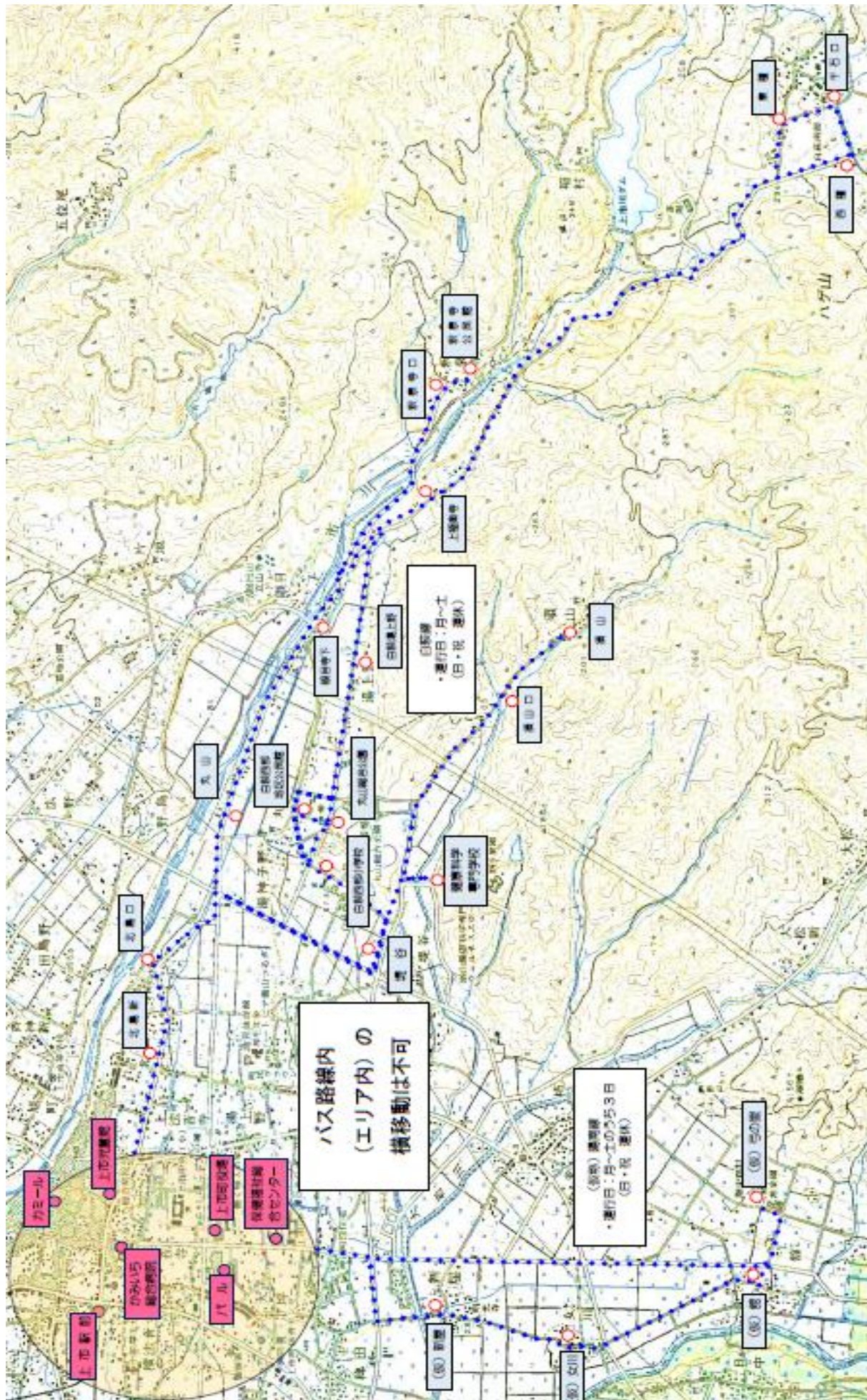
3 利用者ニーズに対応した取り組み

- ・ 回数券の車内販売
- ・ 定期券の創設
- ・ 券売所の増設 等

4 実証運行のための期限付き条例の制定

4-1 予約乗り合い方式（デマンド運行）の導入実証運行

① デマンド運行路線図（案）



※路線図は現時点（案）であり、今後変更する可能性があります。

4-1 予約乗り合い方式（デマンド運行）の導入実証運行

② 運行概要（案）

a 基本方針

効率的、効果的な公共交通の実現をめざし、路線が長大な白萩線（定時定路線）の代替えとして予約方式の乗り合い運行を導入し、利用者の利便性の向上を図る。また、以前に運行したことがある新屋・女川・館方面にデマンド運行方式の（仮称）陽南線を新設し、利便性の向上を図る。

b 運行方法

利用者からの事前予約に基づき、乗り合い方式で運行

c 運行日

- ・ 白萩線 月～土（日・祝 運休）
- ・ （仮称）陽南線 月～土のうち隔日運行

d 運行時間

午前2便、午後2便
上市駅を発車地として、発車時間は固定します。

e 料金

200円（回数券・一日券・定期券対応有）

f 予約方法

電話

- ※1 予約専用電話を町で準備。
- ※2 予約システム等の導入予定なし。
- ※3 運行委託業者において、受付業務を実施予定。

g 予約期限

利用日前日の18時まで

h 利用者登録

不要

i 実証運行期間

令和元年10月1日から1年間

j 運行車両

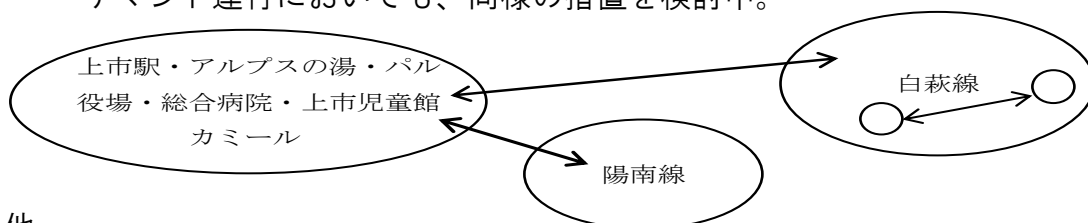
町有車両2台（白ナンバー）

- ※1 町営バス及び公用車に使用車両（ともに10人乗り（乗用））を上市駅に配置。
- ※2 地元タクシー会社に運転業務の委託を想定。

k 運行イメージ

運行エリアの路線沿線と町中心部7つの停留所（上市駅・上市町保健福祉総合センター・パル・上市町役場・かみいち総合病院・上市児童館、カミール）の間を運行範囲。

- ※1 中心部停留所間の移動は対応不可。
- ※2 郊外部における沿線間の移動は対応可。（例 北島～西種 など）
- ※3 既存バス路線は郊外部の路線沿線上において自由乗降を実施予定であることから、デマンド運行においても、同様の措置を検討中。



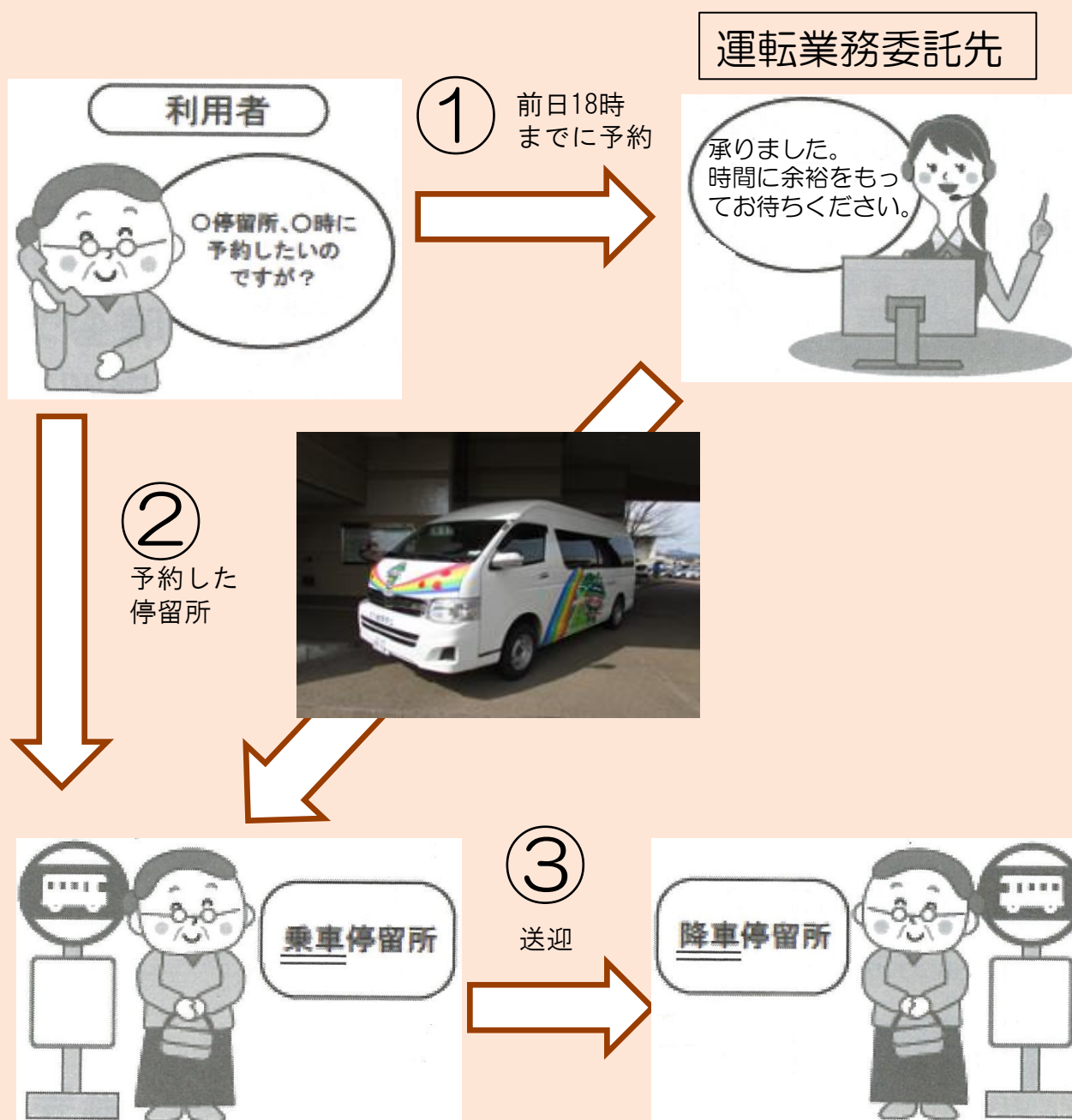
l その他

- ※1 委託業者は、デマンド運行の予約が入らなかった場合、通常営業可能。
- ※2 車両に、「上市町デマンド型交通導入実証実験事業」を示すマグネットシートを貼付。

4-1 予約乗り合い方式（デマンド運行）の導入実証運行

③ ご利用イメージ（案）

- ① 利用日の前日18時までに電話予約を行います。
（電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇）
※帰りの便も忘れずに予約下さい。
- ② 乗車停留所にて乗車し、目的地まで運行します。
※乗り合わせ運行になる場合があります。
※乗車停留所には時間に余裕をもってお待ちください。
- ③ 料金は降車される際にお支払いただきます。



複数人の乗り合わせの場合、ルート of 都合上、乗車、降車停留所への到着時間はその日によって異なります。

4-2 既存路線の再編実証運行

a 運行時間及び運行便数の変更・増加

- ・ 登下校時間とのミスマッチを解消。
- ・ 利用の少ない時間帯を見直しし、日中の運行便数を増便。2時間～2時間半程度に各地区から中心部の循環線を運行。

時間/路線		柿沢・大岩線				南加積線		宮川線		相ノ木線		弓庄線	
		大岩行き		センター行き		現在	実証	現在	実証	現在	実証	現在	実証
		現在	実証	現在	実証								
6時	00-30												
	30-00			○									
7時	00-30					○	○		○	○	○	○	
	30-00			○	○			○					
8時	00-30						○						
	30-00	○	○	○		○			○	○			
9時	00-30										○	○	
	30-00				○		○						
10時	00-30												
	30-00							○	○				
11時	00-30												
	30-00				○					○	○		
12時	00-30	○	○										
	30-00			○	○			○	○				
13時	00-30					○	○					○	
	30-00												
14時	00-30												
	30-00	○	○		○				○				
15時	00-30			○							○	○	
	30-00												
16時	00-30	⊗	⊗							○	○	○	
	30-00												
17時	00-30												
	30-00	○	○				○	○	○	○			
18時	00-30	○			⊗	○							
	30-00			○									
		6	6	6	6	4	6	4	5	5	6	4	5

※1 時間は発車時間

※2 16時台大岩行きは四区～大岩

※3 18時台センター行きは大岩で乗客がいれば駅行き直行便（既存時刻では回送となっていた）

4-2 既存路線の再編実証運行（続き1）

b 路線変更（重複解消）（別紙路線図 参照）

これまで重複区間となっていた箇所を解消するなどの路線変更。

- ① 柿沢・大岩線の大岩発第一便は、上市駅の前に保健福祉総合センターに到着するようルート変更（中学校の登校時間対応）。
- ② 相ノ木線と弓庄線の重複区間（神田～川原田）を解消。
 - ・相ノ木線は正印新・神田方面に向かわず、上経田方面へ運行。
 - ・弓庄線はマックスバリュ方面に向かったのち、川原田交差点を左折し上市警察署方面（稗田方面）へ運行。
- ③ 南加積線の広野～黒川区間の日中3便は広野浦北ルートを行く。

c 地鉄（鉄道）ダイヤとの接続見直し

上市から町外（富山市）への移動の円滑化、また、町外から上市に来訪された際の移動の円滑化のため、地鉄（鉄道）ダイヤとの接続を検討。検討に際しては、上市町観光協会スタッフへの聞き取りや、電車とバスの接続の際の待ち受け時間（駅構内滞在時間）を考慮。

イメージ

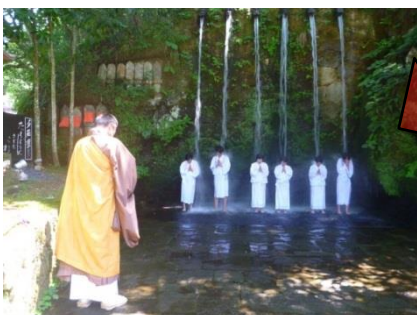
電鉄富山駅



上市駅



大岩山日石寺



移動需要(バスを利用したい時間帯や上市駅到着後の車(バス)待ち受け時間)に考慮した接続

4-2 既存路線の再編実証運行（続き2）

d 運休日の設定

利用の少なかった日曜日及び祝日は、柿沢・大岩線以外を運休。

<再編に伴った新たな取り組み>

- ・ 郊外部における自由乗降の実施（別紙路線図 参照）
なお、自由乗降実施可能時間は日中のみ。
（朝・夕は交通量が多いため）

4-3 利用者ニーズに対応した取り組み

これまでに実施したまちづくりアンケートなどから得られた利用者ニーズに対応した取り組みとして、一日券（一日乗り放題）、定期券を設定。（令和元年6月町議会にて当該実証運行のための期限付きの条例を可決。今後、施行規則を制定予定。）

これらの券は、デマンド運行と町営バス（柿沢・大岩線などの既存路線）の共通利用が可能。また、券売所についても、これまでの役場やアルプスの湯などに加えて、バス車内や地鉄上市駅構内でもお買い求めできるように現在協議中。

（町営バス 新料金表）

使用区分		金額	
現金	乗車1回につき	200円（小学生以下100円）	
回数券	乗車11回分	2,000円（小学生以下1,000円）	
1日券	乗車1日につき	500円（小学生以下250円）	新
定期券	1か月	4,000円（高校生及び学生3,000円）	新
	3か月	11,000円（高校生及び学生8,000円）	新
	6か月	20,000円（高校生及び学生15,000円）	新
	12か月	30,000円（高校生及び学生22,000円）	新

1日券を使うと、
とってもお得！
（例）

西種
→
パル
→
大岩
→
上市駅
→
西種

1日券がないと、
800円！が500円。



町営バス（市町村運営有償運送）の旅客の範囲について

上市町営バスは市町村運営有償運送（交通空白郵送）であり、その運送しようとする旅客の範囲は「当該市町村に在住する住民及びその親族、その他当該市町村に日常の用務を有する者を基本」とされているところ。

今般、上市町地域公共交通網形成計画を策定するにあたって、その運送しようとする旅客の範囲に「来訪客」も加えることも検討を行っている。

「来訪客」も町営バス（市町村運営有償運送）の輸送する旅客の範囲に加える場合には、「当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認める」必要があります。

具体的には、当町及び隣接市町村の区域内に営業所を有するすべてのバス・タクシー事業者に対して輸送サービスを提供する意思の有無の確認を行い、事業者による輸送サービスの提供が困難であることを確認し、当協議会で報告を行う必要があります。

（今後のスケジュール）

- 8月～9月 当町及び隣接市町村区域内に営業所を有するバス・タクシー事業に輸送サービスを提供するかどうかの意思を確認。
- 10月 回答状況の取りまとめ。
- 11月～12月 次回開催の当協議会にて報告。

国自旅第141号
平成18年9月15日
一部改正 国自旅第119号
平成20年6月27日
一部改正 国自旅第33号
平成21年5月21日
一部改正 国自旅第633号
平成25年4月10日
一部改正 国自旅第352号
平成27年3月30日
一部改正 国自旅第147号
平成29年8月31日
一部改正 国自旅第333号
平成30年3月30日

各 地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について

平成18年5月に公布された道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)が平成18年10月1日から施行されることとなるが、この改正は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能とする登録制度を創設し、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、市町村運営有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「身体障害者等の輸送に係る自家用自動車による有償運送の取扱いについて」(平成9年7月11日付け事務連絡)、「地域協議会への参画に当たり留意すべき点について」(平成13年9月26日付け国自旅第91号)、「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱いについて」(平成13年9月27日付け国自旅第86号)及び「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱いについて」の細

部取扱いについて」(平成13年9月27日付け国自旅第88号)は廃止し、今後市町村が自らバスの運行を行う場合等の取扱いについては本処理方針によるものとする。

市町村運営有償運送の申請に対する処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 市町村運営有償運送について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第1項第1号に定める市町村運営有償運送（以下「市町村運営有償運送」という。）は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、専ら当該市町村の区域内において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、市町村の長が主宰する地域公共交通会議（地域協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）又は施行規則第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）の合意に基づき運送を行うものであって、次に掲げる態様のものとする。

① 「交通空白輸送」

当該市町村内の過疎地域や一部の都市地域などの交通空白地帯において、一般乗合旅客自動車運送事業者によっては地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保することが困難となっている場合において、市町村自らが当該市町村内の旅客輸送の確保のために必要な運送を行うものをいうものとする。

② 「市町村福祉輸送」

道路運送法施行規則第49条第1項第3号に規定する身体障害者、要介護認定者等であって、市町村に利用登録を行った者に対する外出の支援のために当該市町村自らが行う、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うものをいうものとする。

2. 登録の申請

(1) 登録を行う場合

法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場合に行うものとする。

- ① 新たに登録を受け市町村運営有償運送を行おうとする場合
- ② 登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合

(2) 登録の申請

登録の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1-1号）に（3）に掲げる添付書類を添えて、路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下同じ。）又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。

- ・ 乗車定員 11 人以上の車両（バス車両）の持込みであること。
- ・ 運送事業における事業計画及び運行計画に定めるところに従い行う業務に支障の無い範囲であること。
- ・ 自家用自動車を使用して行う自家用有償旅客運送を補完するものであること。
- ・ 登録を受けた運送者は、前年 4 月 1 日から当年 3 月 31 日までに運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込み使用実績を毎年 5 月 31 日までに運輸支局に報告すること。

(ロ) 市町村福祉輸送

市町村福祉輸送は、乗車定員 11 人未満の自動車であって以下に掲げる自動車により行うものとする。

- ・ 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- ・ 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- ・ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ・ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
- ・ セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

(イ) 「交通空白輸送」を行う場合は、当該市町村に在住する住民及びその親族、その他当該市町村に日常の用務を有する者を基本とし、当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合には、当該区域への来訪者等も対象とするものとする。

(ロ) 「市町村福祉輸送」を行う場合は、当該市町村の住民のうち施行規則第 49 条第 1 項第 3 号に規定する身体障害者等の移動制約者であって、当該市町村に利用登録を行った者（利用登録を受けようとする者を含む。）及び当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合には、身体障害者等であって利用登録されていない地域外からの来訪者等も対象とするものとする。

(ハ) 「当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合」とは、市町村長において、直接の聴取又はこれに代わる合理的な方法により、当該市町村及び隣接市町村の区域内に営業所を有するすべてのバス・タクシー事業者に対して輸送サービスを提供する意思の有無の確認を行い、事業者による輸送サービスの提供が困難であることを確認したことについて地域公共交通会議等へ報告したものとする。

(ニ) (ハ)において、事業者が輸送サービスを提供する意思を示す場合には、当該事業者において確実に輸送サービスの提供が行われることを前提として取り扱うものとする。

⑨ その他の留意事項

上市町地域公共交通活性化協議会規約

平成31年4月18日制定

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。（以下「法」という。））第6条第1項に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な乗合旅客輸送の確保、利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスのあり方等に関することを協議するため、上市町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を富山県中新川郡上市町法音寺1番地（上市町役場内）に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる協議を行う。

- (1) 網形成計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に関すること。
- (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関すること。
- (5) 町営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要とされる事項。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に以下の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長1名
- 2 会長は上市町副町長をもって充てる。
 - 3 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
 - 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又はかけたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。但し、協議会設立当初の委員の任期は令和3年3月31日までとする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 第4条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が協議会の委員となっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。

4 欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長を務める。但し、設立当初の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議決方法は、全会一致を原則とする。但し、意見が分かれる等議長がやむを得ないと認めるときは、出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 委員が出席できない場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。但し、会議を公開とすることにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

(書面による議決)

第8条 軽微な案件については、会長は委員に対し、書面により賛否を求め、これをもって会議の議決に代えることができる。

(作業部会)

第9条 第3条各号に掲げる業務について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、上市町企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成31年4月18日から施行する。

別表（第4条関係）

団体名等	役職
上市町	副町長
富山地方鉄道株式会社自動車部運行管理課	課長
富山地方鉄道株式会社鉄軌道部営業課	課長
旭タクシー株式会社	代表取締役
有限会社GM交通	代表取締役
公益社団法人富山県バス協会	専務理事
富山県交通運輸産業労働組合協議会	議長
富山県警察上市警察署	交通課長
富山県土木部富山土木センター立山土木事務所	工務課長
上市町建設課	課長
学識経験者	
上市町区長協議会	会長
上市町社会福祉協議会	会長
富山県立上市高等学校	校長
上市町立上市中学校	校長
上市町立上市中央小学校	校長
上市町商工会	会長
上市町観光協会	会長
国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課	課長
国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局	首席運輸企画専門官（企画調整担当）
国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局	首席運輸企画専門官（輸送監査担当）
富山県観光・交通・地域振興局 総合交通政策室	地域交通担当課長
上市町役場安全運転管理者（総務課）	課長
上市町福祉課	課長
上市町産業課	課長
上市町教育委員会事務局	局長

